

《研究ノート》

ルイ・ブランと労働の組織

平井和秀

一九世紀中葉から今世紀初頭にかけて産業革命の成熟がすすんだフランスでは、産業、社会の変化とともに労働組合運動が社会に定着するようになった時期は、例えばイギリスなどに比べやや遅れ、バリ・コミューン以降であるといえることができる。

しかし、このような労働組合運動に、理論上、実践上の種々の影響を及ぼす独創的な思想家、革命家が輩出したのは、むしろバリ・コミューン前の時期であった。著名なものをあげれば、不労所得を排除し、産業的國家の建設によって労働者階級のためをはかるうとしたサン・シモン SAINT-SIMON, C.、理想社会の実現をめざしたフーリエ FOURIER, C. 及びカベール CABET, E.、両者の主張をさらに深めたコンシデラン CONSIDERANT, V.、無政府主義に接近し、所有に対する批判を加えたブルードン PROUDHON, P.-J.、革命の実行を説いたブランキ BLAQUI, L. A.、国家社会主義の先駆的主張をしたルイ・ブラン BLANC, L. などがある。

これらの中で、バリ・コミューン後結社の自由が法的に認められ、労働組合運動がまず革命的サンジカリスムという形をとりつつ生成して行く過程で最も影響の強かったものといえ、ブルードンないしはブランキをあげるべきであろう。

しかし、ブルードンの説くとまったく反対な立場にあるといつてよいルイ・ブランが、産業、社会の変化が続く一九世紀中央に発生した二月革命において、ごく短い期間であるとはいえ労働者代表を背景に臨時政府の一員として国家権力を行使し得る立場にあったことは、前述の他の思想家にみられない例であった。そして、そこにどのような事情が存在したかは見逃せない点であるといえよう。以下、当時の社会情勢をふまえて、ルイ・ブランの主張をめぐる事情についてみてみよう。

ルイ・ブランとその時代

大革命からおよそ一〇〇年後の第三共和制成立までの間、フランスは、帝制、立憲君主制、共和制などの政治形態とその移行を次々に経験し、しかもその移行には革命ないしクー・デターを伴うなど、他の欧州諸国に比べ著しい相違がみられた。そしてこのような背景には、左右両翼の対立、政治に関する国民的合意の欠如、議会政治で解決できない対抗の存在などがあげられよう。

また、この時期の経済面についてみると、産業革命は繊維産業のほか、鉄道網の急速な発展に伴って鉄鋼業を中心とした重工業部門でも同時に進行したが、地域的には、それは都市雇用

労働者の増加と、南北格差の拡大をもたらした。

ルイ・ブランの祖先は、フランス南部ルエルグの出身であるが、彼の父はスペインの王位に就いたジョゼフ・ポナルトに従って移住し、スペイン大蔵省の官吏として勤めていた。

マドリッドで生まれたルイ・ブランはコレージュにおける勉学の後、一九歳のときフランスの土を踏み、当時産業革命の一大中心地であったアラスで、最新の工場設備を有していたアレック・HALLETTE 家の家庭教師となった。機械生産、労働などに対する関心がめざめ、種々の知識を貯えたのはこの時代であるが、それが後年の彼にどのような影響を及ぼしたかは必ずしも明らかではない(文献五、二三七ページ)。しかしかつてロベスピエールが会員であったアラスのアカデミーの論文募集に応じて入賞したこと、復古王制下にあつて自由主義を主張し、文筆活動を続けつつやがて後年政治家として身を立てるドジュールジュ DEGEORGE, F. と近づきになったことなど、アラス滞在が後年のルイ・ブランの思想形成にとって何等かの役割を果たしたことも否定できない。

一八三四年パリに出たルイ・ブランは、ドジュールジュの紹介により、自由主義、投票権の拡張などを標榜する文筆集団に所属するとともに、「自らも「進歩についての評論」誌に、「労働の組織化」Organisation du Travail を発表し、自由な共同社会 association を国家に依拠しつつ実現することによって労働者と

その家族の福祉を高めるという考えを明らかにした。しかし、二月革命のもつて実現をみた国民仕事場 Ateliers

nationaux は、ルイ・ブランの考え方と同じものではなく、さらに彼の発案によるものでもなく、むしろ複雑な政治潮流の中から生れたものであること、国民仕事場に吸収された失業者が一八四八年二月の二万人弱から五月の約九万人へと急激に増加する中で(文献四、一六六ページ)、四月選挙後保守化した政府の手で国民仕事場が閉鎖され、それが労働者を中心とする市民運動を高揚させたものの結果的には二月革命の失敗につながったことは、ルイ・ブランの思想の実現にとっては不幸なことであった。

イギリスに二〇年間にわたり亡命したルイ・ブランは、パリ・コミューンとともにフランスに帰り再び政治活動を志すが、労働者層に対する影響はもはや大きくはなかった。ルイ・ブランの名を記憶するものの中には二月革命の失敗の当事者として彼に当を得ない批判を加えるものもあり、また彼の名を知らないものも多くは、彼の国家社会主義とは正反対の主張をするブルードンの考えにより魅力を感じていた。

(1) 当時の政治情勢や、ルイ・ブランの構想が実現をみない経緯について、入手し易く詳細な記述があるのは、文献六(九一―一七七ページ)である。

労働の組織化

ルイ・ブランは自著の中でくりかえし当時の労働者の悲惨な生活やそれをもたらす社会的な影響について述べているが(例えば文献一、七五―七八ページ)、その原因を産業革命の進行

する過程で資本と労働者の内部または相互の間に生じる競争 concurrence にあるとし、それが労働者にとって皆殺しの仕組みであると同時に、ブルジョワにとっても同様であり、さらにイギリスなど外国でも類似の事情がみられるとしている。
 ルイ・ブランのいうところをみてみよう(同四三―四四ページ)。

働く者にとって競争とは一体何か。それは労働をせりにかけることなのだ。ある経営者が職人を一人雇おうとする。三人が応募する。「君はいくら欲しいかね」「三フランいたきたいと思います。家内も子供もいますし」「ふん、君は」「二フラン半で結構です。子供はありませんので。家のものだけですから」「判った。で、君は」「二フランでまに合います。独りものですから」「よし、君だ」……雇ってもらえなかった二人のプロレタリアはそのままでは飢えて死ぬよりない。
 ……三人の職人の中で一番めぐりあわせのよかった者も、そういういい気になってはいられない。二日に一食で平気という頑健な労働者が四人目に現われたらどうするか。日当の切下げ競争は行きつくところまで行ってしまおうだろう。

このような競争を消滅させ、所得の格差をなくすため、ルイ・ブランは社会仕事場 Ateliers sociaux の創立を提唱した(以下、文献一による)。社会仕事場は業種毎に、競争を避け得るような適当な単位で設置される。そこから生じる利潤は毎

年三分割されて、さらにそれぞれ①仕事場の全労働者に平等に配分されるほか、②仕事場に関連する労働者のうち高齢者、身体障害者、傷病者など弱者の保護と、競争のため困難に直面している他の産業の振興にふりむけられ、また③仕事場を中心とする共同社会に参加しようと希望する者の労働用具の取得に充当される。

このような仕事場に対して投下された資本には利子が支払われるが、出資者に利益は配分されない。また、初年度においてどのような単位で仕事場を設置するかを決定し、仕事場相互に競争が生じないように調整するかは国家の役割である。そのほか、国家は、金融、保険、鉄道、倉庫などの重要業種については、自ら経営に当たる。仕事場の初年度の雇用と賃金は投票によって決定され、二年目以降も実績に応じ自主的に決定される。

ルイ・ブランは、対立する階級がなくなるときには国家が消滅することを前提としながらも、右に明らかのようにさしあたり国家が強力な機能を發揮することを期待したのである。そして競争を消滅させるために競争そのものを利用すること、貧困にあえぐ労働者のみでなく、経営不振に陥っている企業の持主も、国家が債務を引受けるなら社会仕事場を設置するため自分の企業を提供するであろうことを考慮して、ルイ・ブランは、自己の構想は容易に実現されるだろうと考えたのである。

以上のような主張を実現すべき機会が、二月革命の成立とともに発生した。臨時政府は、労働の組織化、労働権の確保などを要求した労働者の意向に基づいて、ルイ・ブランを長とする

労働者の境遇改善のための委員会（いわゆるリュクサンブール委員会）を設置した。そして同委員会は設置直後の一八四八年二月末から約一カ月に、結社の自由、労働時間の短縮（一日当たりバリ一〇時間、地方一一時間）、下請禁止に関する命令を施行すべきことを次々に決定し、これらは実行に移された。また労使紛争の調停も行われた（文献三、一〇二—一〇三ページ）。

しかし、ルイ・ブランがかねて提唱していた社会仕事場についてみると、臨時政府は委員会開催前からすでにその設置を決定しており、仕事の内容は当時の失業者の相当部分を占めていた建設関連職種従事者を対象とした土木作業が中心で、競争排除のため業種別設置という考え方はまったく見当たらない（文献三、二二三—二二三ページ）。

また、四月の選挙後保守化した政府の手によって、リュクサンブール委員会の発した命令のほとんどは失効させられた。

(1) 正式には、「労働者のための政府委員会」Commission du Gouvernement pour les travailleurs 同委員会は、バリの労働者の革命下における運動を臨時政府として掌握するために設置された側面が強く、必ずしもルイ・ブランの社会仕事場の実現を検討する場ではなかったとみられる（文献三、一〇二—一〇三ページ）。

委員定数は定められなかったが、文献三に引用された G. CAHEN の研究によると、一八四八年三月一七日の時点で

企業家二三一名、三月二三日の時点で労働者四五四名であった。

これら労働者のかんりの部分は、伝統的手工業部門の職人等であったとみられる。文献五の中で、リュクサンブール委員会においてルイ・ブランに近い立場にあると指示のあった労働者三五名についてその職業をみると、うち三一名までが、モール飾り、毛皮帽子、スリッパ、錠前などを製作する手工芸職人や、青銅工、印刷工、織布工などの伝統的職業を代表する者であり、雑誌編集者や弁護士などは四名に過ぎなかった。

(2) 文献七、一六二—一七〇ページによれば、一八四八年五月一九日現在の国民仕事場収容者（八万八、〇〇〇人）のうち、最も多数を占めたのは室内装飾、同関連職業従業者（一四％）及び土木建築関連職種従業者（一〇・五％）であり、両者で全体の四分の一を占めていた。

ルイ・ブランの思想は、労働者に貧困をもたらす自由競争原理を排除し、民主的かつ国民的合意に基づき国が出資する社会仕事場（一種の生活協同組合）を通じて労働、報酬の適正な配分を行うとともに、配分過程で社会仕事場の拡大と貧困の解消を期待するものであった。

その際、ルイ・ブランが重視したのは、普通選挙によって民主的國家を建設し、その國家權力によってはじめてこのような社会改革の推進が行われることとなるという点であった。

このような思想体系は、集権的共和制国家確立という点で当時の共和諸派の政治的方向と軌を一にするものであったが(文献六、一〇四ページ)、二月革命の失敗以降、第三共和制の確立までになお二〇数年を要したことを考えれば、自らの構想の実現に必要な政治的背景を持ち合わせなかったルイ・ブランにとって、社会仕事場の実現の可能性はきわめて小さかったといわなければならない。

また、ルイ・ブランが社会仕事場によって自由競争原理の影響から救おうとしたのは、伝統的手工業部門の職人層を中心とする労働者であり、これらの労働者は、第三共和制の成立以降において急速にその数を減じたことにも注意する必要がある。

参考文献

- 一' BLANC, L. *Organisation du Travail*, Paris 1848
- 二' DOLLÉANS, E. *Histoire du mouvement ouvrier* Tome I Paris 1948
- 三' DURAND, P. *Traité de droit du travail* Tome I Paris 1947
- 四' Louis, P. *Histoire du socialisme en France* Paris 1950
- 五' MATRON, J. et al. *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français* Tome I Paris 1964
- 六' 中木 康夫 フランス政治史(上) 東京 一九七五年
- 七' PRICE, R. *French Second Republic, A Social History* London 1972

(一橋大学講師)

年 表

年 (ルイ・ブランの年齢)	ルイ・ブラン	社会情勢
1789年		大革命
1804年		ナポレオン皇帝となる。民法典 (雇用の規定)。 刑法典(結社の禁止)。
10年		
11年	10月29日、マドリッドで生まれる。	
14年		ナポレオン退位。復古王制。
21年(10歳)	この年から30年まで、Collège de Redez に学ぶ。	
30年(19歳)	パリに出る。Arras の富豪 HALLETTE の庇護を受ける。当時フランスで最先端の生産設備を有していた HALLETTE の工場で、機械生産についての知識を得るが、手工芸的生産技術により興味をもつ。	7月革命。
31年(20歳)		
33~34年 (22~23歳)	Arras のアカデミーの論文募集に応募、入賞(同アカデミーの会員にはロベスピエール、事務局にはバプーフと交渉のあった DUBOIS, FOSSEAUX がいた)。自由主義を標榜し、 <i>Propagateur du Pas-de-Calais</i> を創刊するとともに、後に政界で活躍する Frédéric DEGEORGE と知り合う。	リヨン絹織物工暴動。
34年	再びパリへ出る。DEGEORGE の紹介により、自由主義と投票権の拡張を主張する <i>Nation</i> , より革新的な主張をする <i>Bon Sens</i> に寄稿するようになる。	結社の禁止に関する刑法典規定加重される。
37年(26歳)	普通選挙運動に加入。	
38年(27歳)	鉄道国有化を主張。	
39年~42年 (28~31歳)	<i>Revue du Progrès politique, social et littéraire</i> の編集長となる。 <i>Organisation du Travail</i> を掲載(後に単行書として再刊)。	

41年~48年 (30~37歳)	ジョルジュ・サンド, Pierre LEROUX らと <i>Revue indépendante</i> を編集。 <i>Histoire de Dix Ans</i> (1830~40) を刊行 (41~44年)。	就業最低年齢規定法。
43年(32歳)	<i>La Réforme</i> の発刊と同時に同人。社会改革と普通選挙制を要求。	
47年(36歳)	<i>Histoire de la Révolution</i> を刊行。	金融恐慌。
48年(37歳)	2月革命臨時政府のあとでリュクサンブール委員会議長。四月選挙で代議士として当選。 6月反乱に関連した疑で追求され、ベルギー経由でイギリスへ亡命。20年後帰国するまで文筆活動等に従事する。	2月革命。臨時政府のもとにおいて結社の自由、労働時間短縮、下請禁止に関する命令施行。国民仕事場 <i>Ateliers nationaux</i> 設置。 6月反乱。2月革命を修正しようとする執行委員会(4月選挙の多数派により擁立された行政府)と労働者の衝突。労働時間を延長する法律施行、国民仕事場廃止。 12月大統領選。ルイ・ナポレオン当選。
49年~51年 (38~40歳)	ロンドンから <i>Le Nouveau Monde</i> に寄稿。 <i>Histoire de la révolution de 1948</i> を執筆。	団結禁止法 (49年)。 普通選挙の廃止 (50年)。 クーデターによるルイ・ナポレオン帝政。
52年(41歳)	CABET, P. LEROUX らと社会運動の推進をはじめる。	共済事業組合活動を促進する法律。失業救済基金の禁止措置。
58年(47歳)		ナポレオン暗殺未遂事件、立憲君主制へ転換の動き。
62年(51歳)		ナポレオン、労働者代表団をロンドンの産業博覧会へ派遣。この頃から64年頃までストライキ多発。
64年(53歳)		60人宣言(民権拡大を要求)。刑法改正(団結禁止の部分緩和)。第1インターナショナル。
70年(59歳)	9月4日帰仏。	普仏戦争。
71年(60歳)	2月共和派として国民議会に選出。アルザスのドイツへの割譲に反対。	バリコミューン。第3共和制へ移行。
74年(63歳)		年少者の深夜業禁止法。
79年(68歳)		労働党発足。
82年(71歳)	12月6日、カンヌで死亡。	
84年		結社の自由を認める法律。

資料出所 MAITRON, J. et al. *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français*, Tome I, Paris 1964, DURAND, P. et al. *Traité de droit du travail*, Tome I, Paris 1947, 等。